

平成25年度版「**過疎対策の現況**」について

(概 要 版)

平成 27年 2月

総務省自治行政局過疎対策室

目 次

1. 過疎対策のあゆみ	1
2. 過疎地域の概要	2
3. 過疎地域の人口の動向	3
(1) 人口減少率の推移	3
(2) 過疎地域の人口構成	4
4. 財政状況等	5
5. 産業及び雇用	6
6. 生活環境等の整備状況	7
7. 交通の状況：過疎地域から都市等への時間距離	8
8. 福祉・医療の状況	9
9. 教育の状況	10
10. 過疎対策事業に係る実績	11

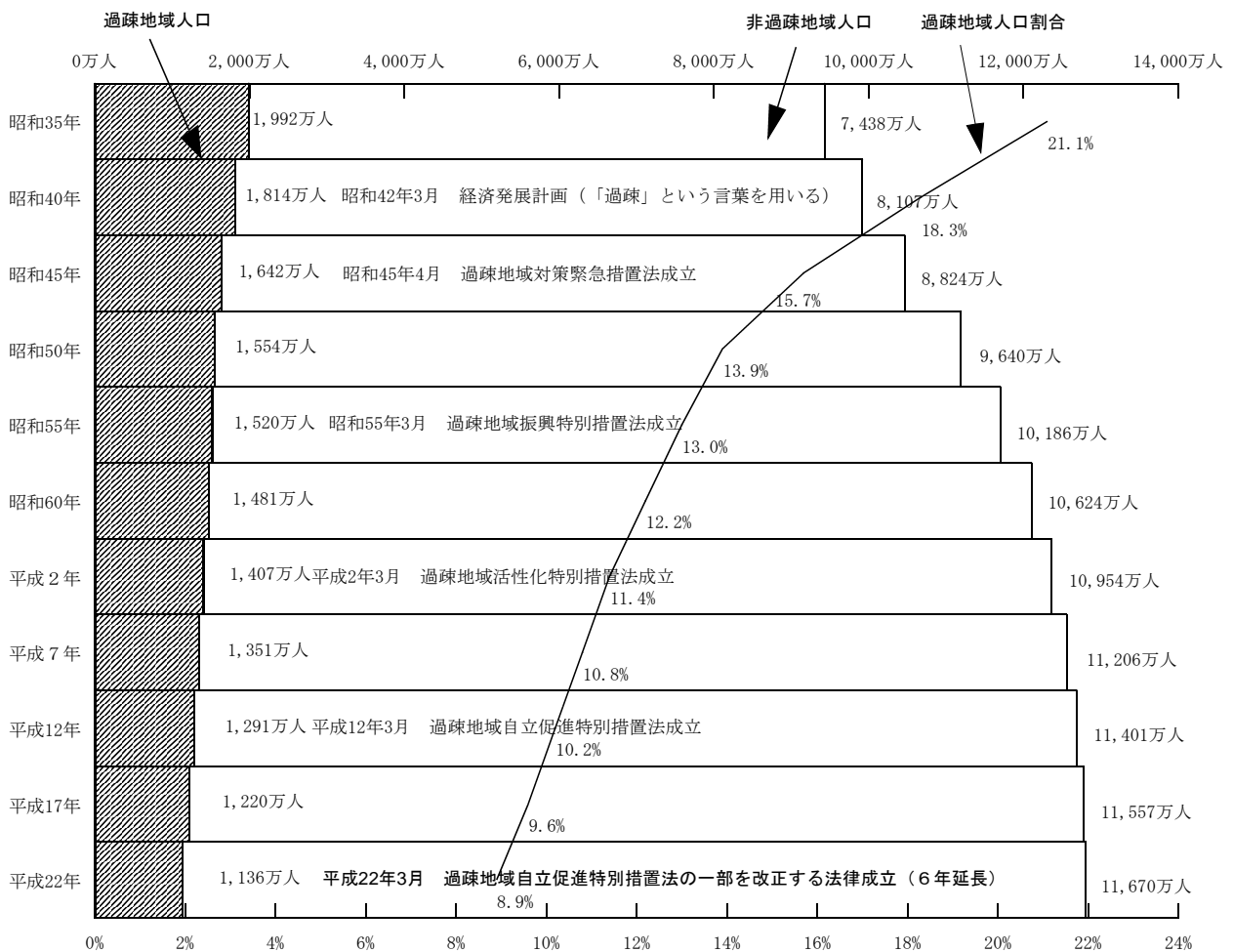
- 過疎地域とは、
 - ①過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域
 - ②自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなし過疎市町村」という。）の区域
 - ③自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。
- 統計資料中、過疎地域に係る数値は、①～③の区域に係る数値を使用している。また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合等は、その旨を示している。
- 過疎関係市町村とは、前記①、②又は③の区域を有する市町村をいう。

1. 過疎対策のあゆみ

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定（平成22年及び平成26年一部改正）され、地方公共団体において自主的な取組が行われると同時に、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられている。

図表1 過疎地域の人口と過疎対策の流れ



(備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は平成26年4月1日現在。

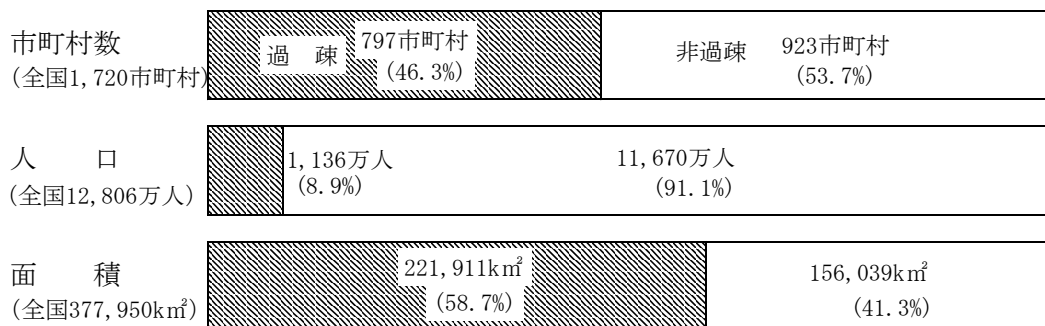
2. 過疎地域の概要

(過疎地域は国土の半分強、市町村の約4割強を占める多様な地域)

過疎地域は、人口では全国の約9%を占めるに過ぎないが、市町村数の4割以上、面積では国土の半分強を占めている。

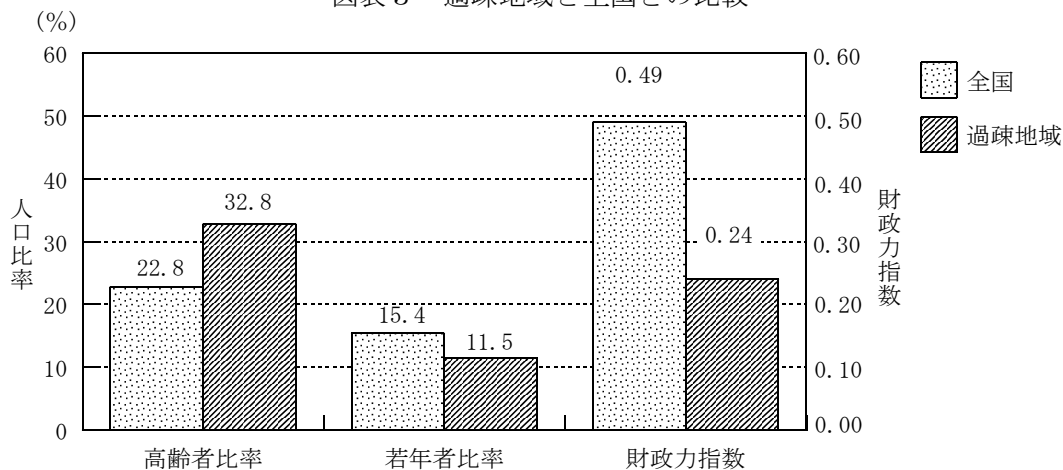
過疎地域は人口減少が著しいほか、若年者が少なく高齢者が多い、全国に先駆けた高齢社会であり、財政力が脆弱な地域である。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



- (備考) 1 市町村数は平成26年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。過疎関係市町村の内訳は、過疎市町村：616団体、みなし過疎市町村：30団体、一部過疎市町村：151団体である。
人口及び面積は平成22年国勢調査による。
- 2 東京都特別区は1団体とみなす。
- 3 () は構成割合である。

図表3 過疎地域と全国との比較



- (備考) 1 高齢者比率（総人口に占める65歳以上人口の比率）及び若年者比率（総人口に占める15～29歳人口の比率）は平成22年国勢調査による（加重平均）。
- 2 財政力指数は平成24年度地方財政状況調査等による（単純平均）。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値（合併算定替）に基づく。ただし、全国平均値においては、一部過疎区域を有する市町村においても、一本算定を用いている。
- 3 過疎地域は、平成26年4月1日現在。

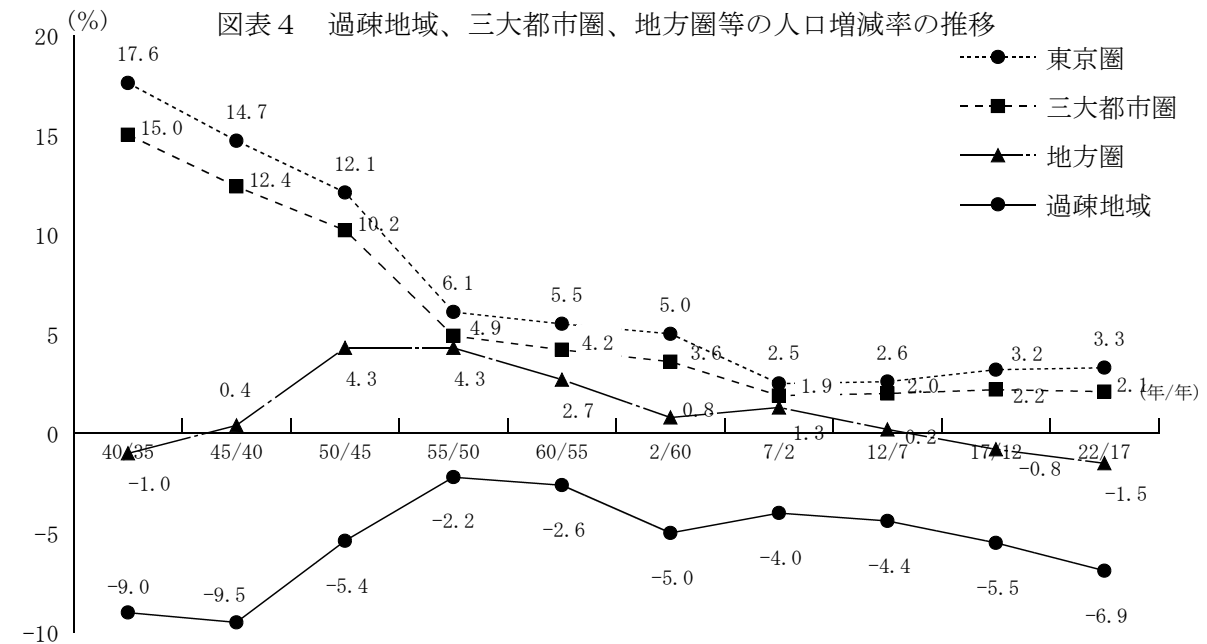
3. 過疎地域の人口の動向

(1) 人口減少率の推移

(引き続く人口減少)

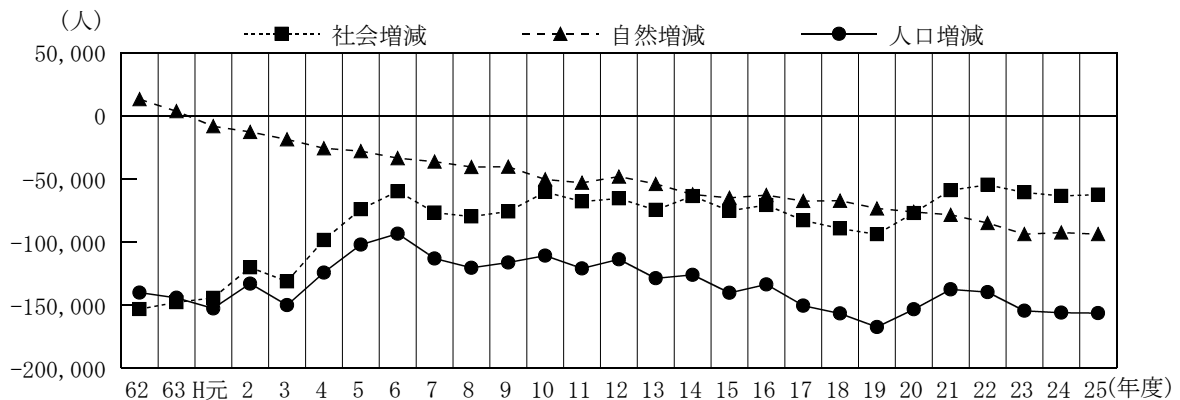
過疎地域の人口減少率の推移をみると、昭和35年～45年には10%程度と著しく人口が減少した。その後人口減少率は低下したものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大しつつあり、平成17年～22年の減少率は6.9%となっている。

近年の人口減少の要因をみると、社会減は平成17年度から減少幅が拡大していたが、平成20年度から縮小に転じている。また、自然減は出生数の低下傾向により減少幅が拡大傾向にある。



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。
 3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県の一部）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県の一部）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

図表5 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移

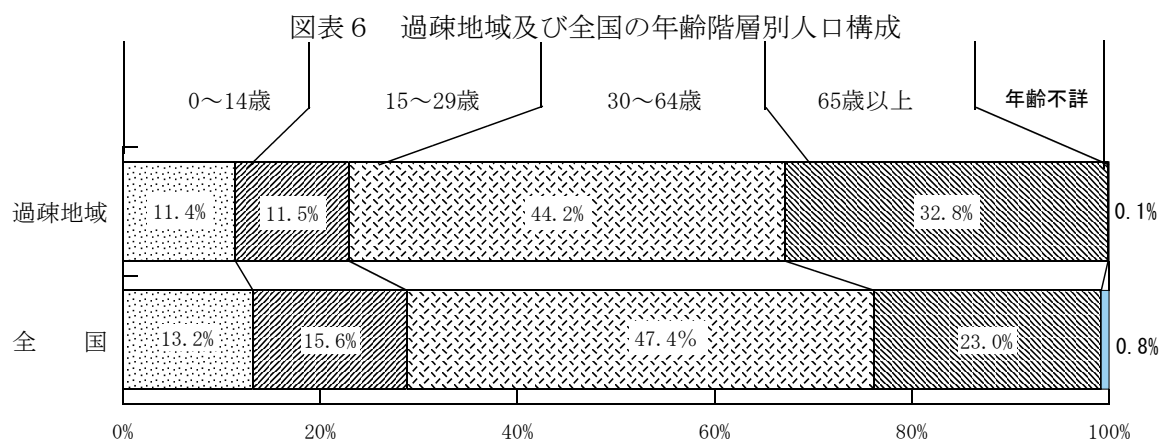


- (備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。
 2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。
 3 一部過疎地域のうち、データを取得できない区域については除いている。

(2) 過疎地域の人口構成

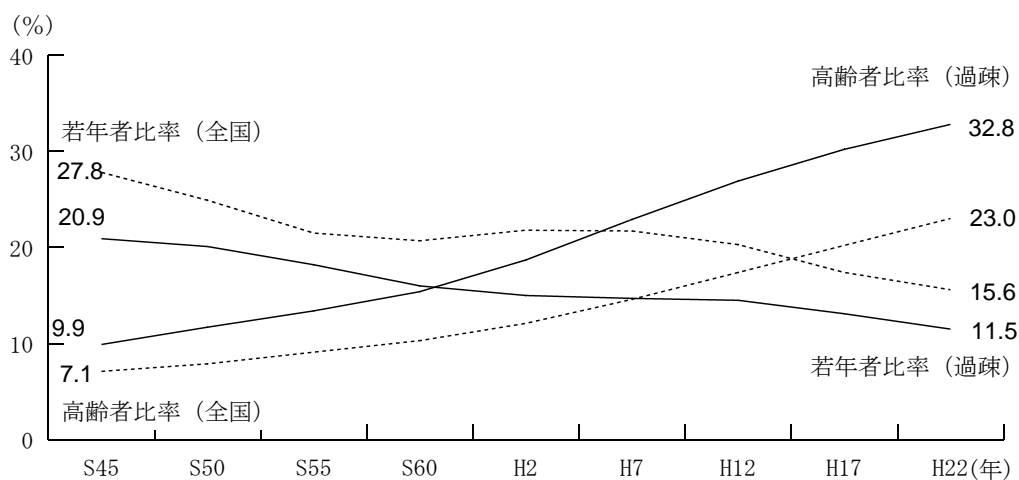
(過疎地域は全国に先駆けた高齢社会)

過疎地域の年齢階層別人口構成を全国と比較すると、0～14歳人口の割合については大差はないが、15～29歳の若年者比率は11.5%と低く（全国は15.6%）、65歳以上の高齢者比率は32.8%と高い（全国は23.0%）。



- (備考) 1 国勢調査による。
2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。

図表7 高齢者比率及び若年者比率の推移



区分	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
高齢者比率	全国①	7.1	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0
	過疎②	9.9	11.7	13.4	15.4	18.7	22.9	26.9	30.2	32.8
	②-①	2.8	3.8	4.3	5.1	6.6	8.3	9.5	10.0	9.8
若年者比率	全国①	27.8	24.9	21.5	20.7	21.8	21.7	20.3	17.4	15.6
	過疎②	20.9	20.1	18.2	16.0	15.0	14.7	14.5	13.1	11.5
	②-①	△6.9	△4.8	△3.3	△4.7	△6.8	△7.0	△5.8	△4.3	△4.1

- (備考) 1 国勢調査による。
2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。
3 高齢者比率、若年者比率とも加重平均である。

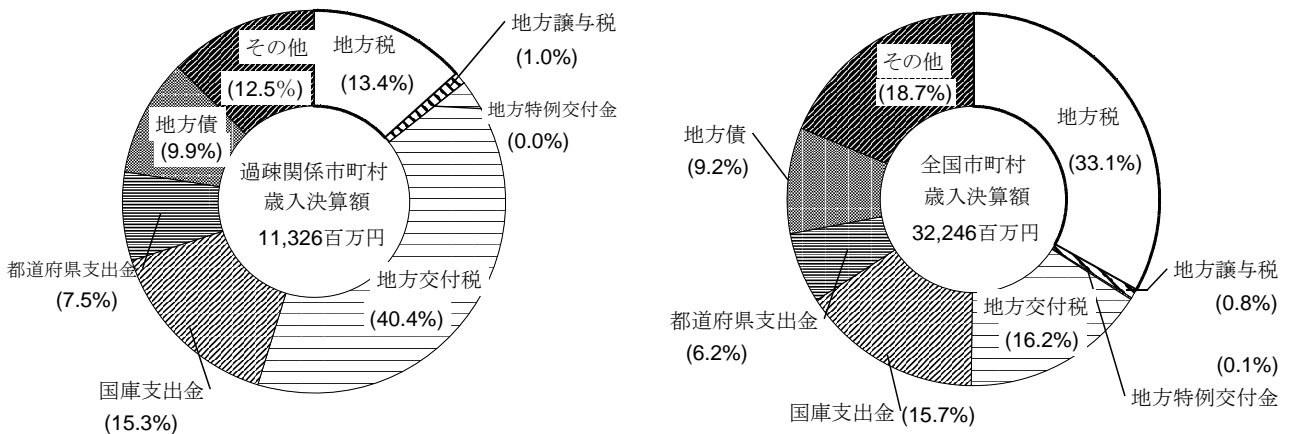
4. 財政状況等

(自主財源に乏しく、脆弱な財政構造)

過疎関係市町村の1市町村当たりの歳入に占める地方税収割合は13.4% (全国 33.1%) に過ぎない。

また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、平成24年度においては、全国の平均が0.49であるのに対し、過疎地域平均は0.24となっている。

図表8 平成24年度 市町村歳入決算の状況



- (備考) 1 総務省「平成24年度地方財政状況調査」による。
 2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。
 3 一部過疎地域については過疎関係市町村から除いている。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数
(単位：団体、%)

区 分		平成24年度
		市町村
過疎地	0.1未満	25 (3.1)
	0.1以上0.2未満	302 (37.9)
	0.2以上0.3未満	279 (35.1)
	0.3以上0.42以下	154 (19.3)
	0.42超	36 (4.5)
	計	796 (100.0)
平均値 A		0.24
全国平均値 B		0.49
B - A		0.25

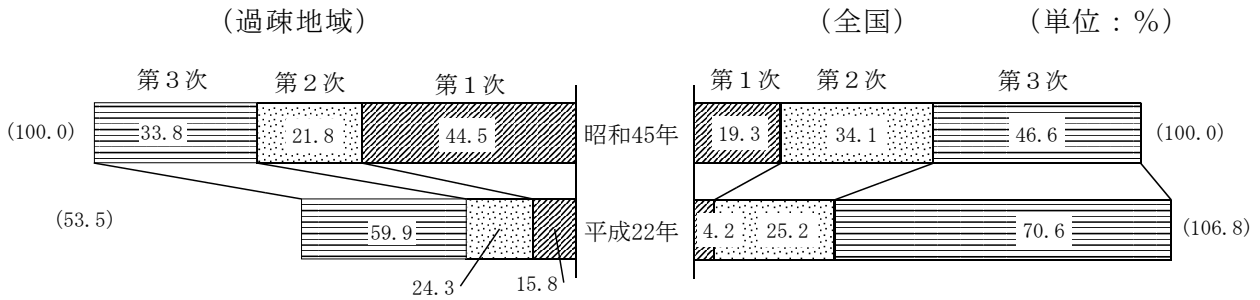
- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
 2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。
 3 財政力指数は、平成22年度から平成24年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。
 4 () は団体数合計に対する構成比である。
 5 平均値は単純平均であり、全国平均値においては一部過疎地域を有する市町村も一本算定を用いている。
 6 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

5. 産業及び雇用

(第二次、第三次産業就業者が約8割)

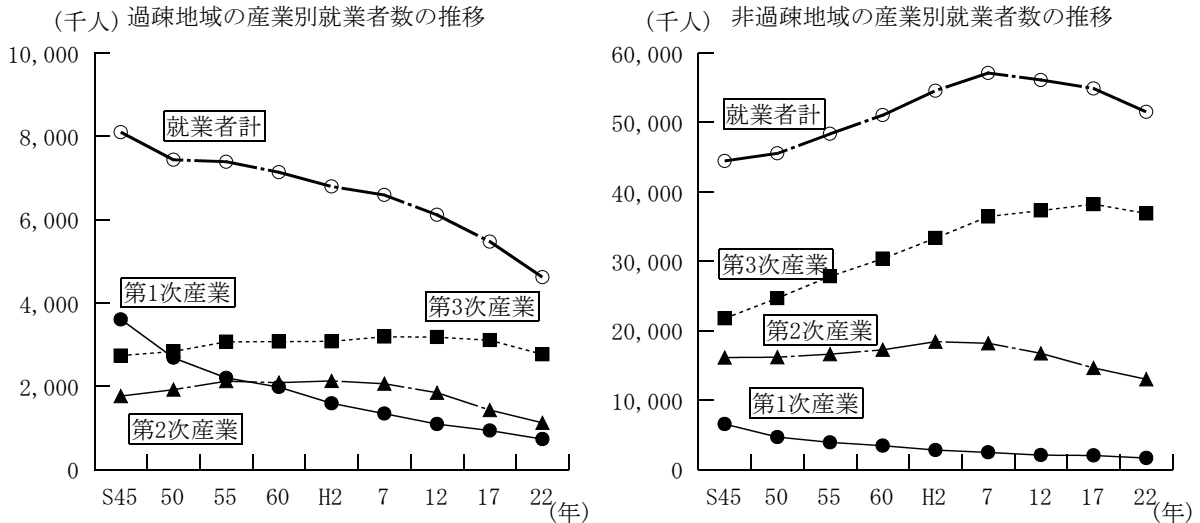
過疎地域の産業別就業人口割合をみると、かつて中核的な産業であった第一次産業就業者は昭和45年～平成22年の40年間に大きく減少し、現在では、第二次・第三次産業就業者が約8割を占めている。

図表10 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 () は昭和45年の就業人口を100としたときの指数である。
 3 過疎地域は平成26年4月1日現在であり、一部過疎を含まない。
 4 総数には分類不能産業を含まない。

図表11 産業別就業者数の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は平成26年4月1日現在。
 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータを取得できない190地域について過疎地域から除いている。
 4 平成22年の過疎地域には、一部過疎地域は含まない。

6. 生活環境等の整備状況

(依然残る生活基盤の格差)

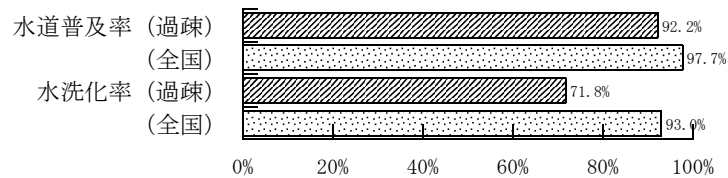
過疎地域における生活環境整備の状況を全国と比較してみると、水道普及率については、全国との格差はかなり縮小してきているものの、未だ6ポイント近い開きがある。

水洗化率については、全国93.0%に対して過疎地域71.8%となっており、依然として著しい格差がみられる。

市町村道の整備水準については、著しく改善されてきているが、なお格差は存在している。

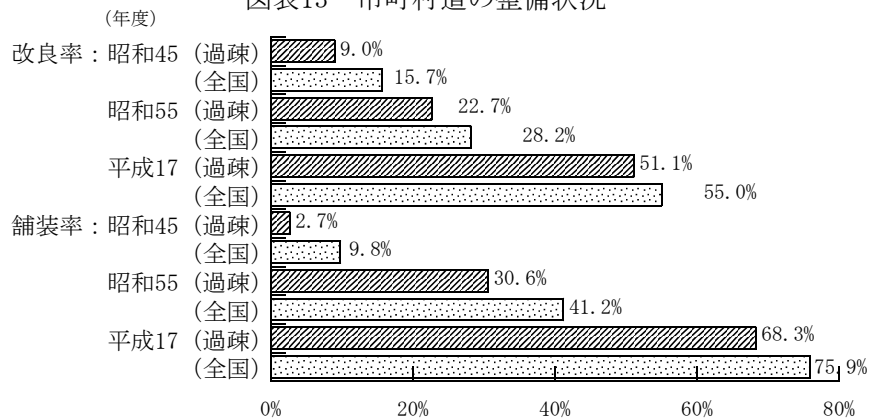
過疎地域における携帯電話サービスカバーエリア率については、平成19年度末：98.1%に対して、平成25年度末：99.66%となっており、全国との格差は改善しつつある。

図表12 水道普及率及び水洗化率



- (備考) 1 水道普及率は日本水道協会「平成24年度水道統計」による。
 2 水洗化率は環境省「平成24年度一般廃棄物処理事業実態調査」による。
 3 水道普及率については、一部過疎地域について過疎地域から除いている。
 4 水洗化率については、みなし過疎地域及び一部過疎地域について過疎地域から除いている。

図表13 市町村道の整備状況



- (備考) 1 総務省「公共施設状況調」等による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない286区域について過疎地域から除いている。なお、平成18年度以降、調査項目の廃止によりデータが取得できない。

図表14 携帯電話サービスエリアカバー率の状況

(単位：%)

		過疎地域	全国
平成19年度	エリア内	98.1	99.8
	エリア外	1.9	0.2
平成25年度	エリア内	99.66	99.96
	エリア外	0.34	0.04

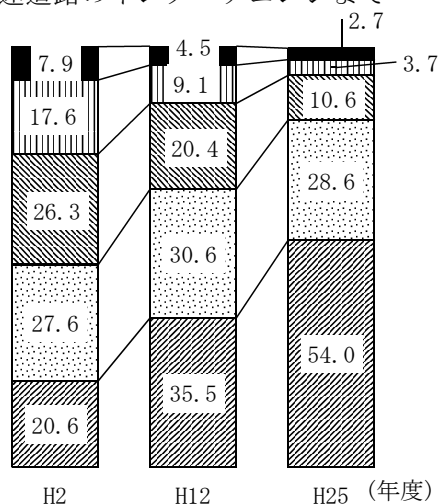
7. 交通の状況：過疎地域から都市等への時間距離

(徐々に改善するアクセス)

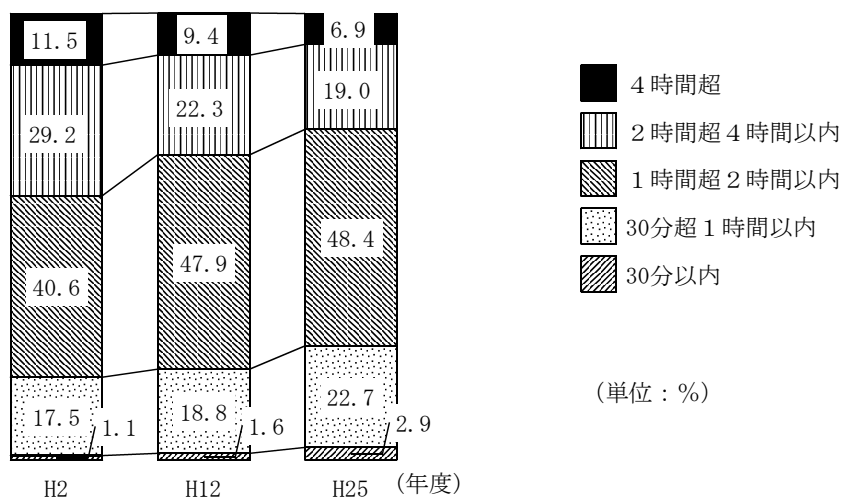
過疎地域の市町村の庁舎からの自動車による時間距離を、平成2年度と平成25年度とで比較すると、高速道路インターチェンジまで1時間以内は48.2%から82.6%へと大幅に改善している。また、都道府県庁まで1時間以内は18.6%から25.6%へと改善されてきているが、2時間以上かかる市町村も依然として約3割が残されている。

図表15 市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合

(1) 高速道路のインターチェンジまで



(2) 都道府県庁まで



備考) 1 総務省調べ。

2 過疎地域市町村の庁舎（市町村の一部が過疎地域とみなされる場合の当該区域については旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設）から、自家用自動車で通常用いられる経路を利用した場合の所要時間を、段階別の過疎地域数構成比で示したものである。なお、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間とする。

8. 福祉・医療の状況

(着実に整備が進むが依然残る福祉・医療の格差)

過疎地域においては、全国に比べ小児科医や産婦人科医が少なく、また、引き続き多くの無医地区が残されている等の課題がある。

一方、特別養護老人ホームの施設数については、全国に比べ、過疎地域での65歳以上人口1万人当たりの立地が多くなっている。

図表16 主な専門科別医師

区分	総数	内科	小児科	外科	産婦人科・産科
過疎地域	14,719	5,372	681	1,411	442
人口1万人あたり	14.62	5.33	0.68	1.40	0.44
全国	288,850	61,177	16,340	16,083	10,868
人口1万人あたり	22.56	4.78	1.28	1.26	0.85

- (備考) 1 厚生労働省「平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。
 2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。
 3 一部過疎地域については、過疎地域から除いている。

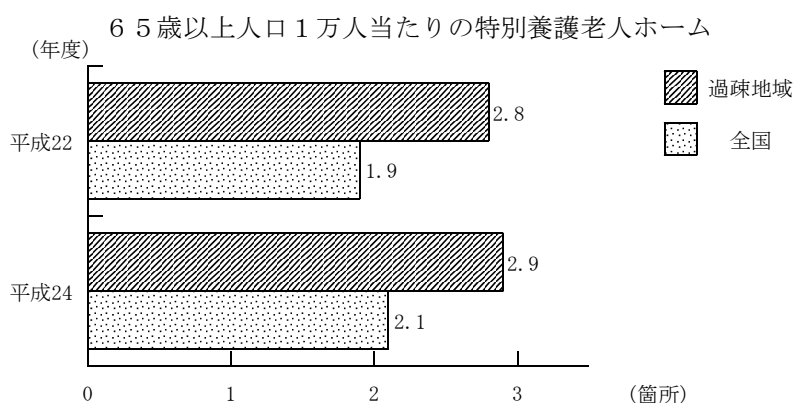
図表17 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区分		昭和53年 10月	昭和59年 10月	平成6年 9月	平成11年 6月	平成16年 12月	平成21年 10月	S53～H21 増減率
過疎市町村	無医地区数	1,168	887	725	715	621	565	△51.6
	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	△63.4
非過疎市町村	無医地区数	582	389	272	199	165	140	△75.9
	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	△73.4

(備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。

図表18 高齢者福祉施設の整備状況



- (備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。
 2 過疎地域は、平成26年4月1日現在。

9. 教育の状況

(義務教育、幼児教育、高校進学率の状況)

過疎地域における小中学校1学校当たりの児童数及び生徒数を全国と比較すると、平成25年度で児童数が約37%、生徒数が約38%の水準であり、過疎地域においては小規模校が多い状況にある。

幼児教育経験者比率及び高等学校等への進学率は、昭和45年度には過疎地域と全国とで約20ポイント程度の格差があったが、幼児教育経験者比率については平成2年度以降、高等学校等への進学率については昭和60年度以降、格差はほぼなくなっている。

図表19 義務教育の状況

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成22年度		平成25年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,420	21,713	3,904	20,836
	児童数	人	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	493,956	6,869,318	447,522	6,556,527
	1学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	112	316	115	315
中学校	学校数	校	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	2,049	9,982	1,924	9,784
	生徒数	人	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	269,789	3,270,582	246,413	3,255,326
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	132	328	128	333

- (備考) 1 平成12年度までは、総務省「公共施設状況調」等による。
2 平成22年度以降については、文部科学省「学校基本調査」によるものであり、一部過疎地域を除いている。

図表20 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成21年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	95.1	96.7
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	32.2	56.4
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	62.9	40.3

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。
3 平成22年度以降、調査項目の変更によりデータが取得できない。

図表21 高等学校等への進学率

昭和45年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成17年度		平成22年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.8	97.9	97.0	98.2	97.6	98.5	98.0

平成25年度	
過疎	98.7
全国	98.4

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

10. 過疎対策事業に係る実績等

過疎対策事業は、都道府県及び過疎関係市町村の計画に基づき、いわゆるハード・ソフトの両面から、過疎地域の自立促進、振興・活性化等に資する事業が幅広く総合的に実施されている。

分野別にみると、振興法の時代までは約半分を占めていた「交通通信体系の整備等」が、活性化法時代以降シェアをやや下げ、他方で、「交通通信体系の整備等」のうち「通信・情報化関係」、「生活環境の整備」、「医療の確保」のシェアが活性化法以降に増加するなど、過疎対策事業の内容は、時代のニーズに応じて変化してきている。

自立促進法に基づく自立促進計画（平成12年度～21年度）における実績額は約24.5兆円である。分野別には「生活環境の整備」、「高齢者の保健・福祉」等のシェアが従来以上に高くなっている。また、同法に基づく自立促進計画（平成22年度～25年度）における実績額については約8.8兆円であり、分野別には「高齢者の保健・福祉」、「医療の確保」、「教育の振興」等のシェアが従来以上に高くなっている。

《各分野に含まれる事業の例》

○産業の振興	農業経営近代化事業、港湾、企業誘致対策、地場産業振興対策、商店街振興対策 等
○交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進	市町村道、住民の交通利便の確保、※テレビ放送中継施設、※ブロードバンド・携帯電話等エリア整備 等 ※＝うち、通信・情報化の事業例
○生活環境の整備	水道（上水道、簡易水道）、下水（公共下水道、農業集落排水、地域し尿処理）、ごみ処理、消防 等
○高齢者等の保健及び 福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設、児童福祉施設、認定こども園、母子福祉施設 等
○医療の確保	無医地区対策、へき地医療確保、巡回診療、保健指導 等
○教育の振興	学校教育関連施設（校舎、屋内運動場、教職員住宅、給食施設）、幼稚園、公民館、集会所、体育館 等
○地域文化の振興等	文化財の保存、人材育成 等
○集落の整備	U・I・Iターン推進、定住団地の整備 等
○その他地域の自立促進に関し 必要な事項	太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設 等

図表22 過疎対策における事業実績等

(単位：億円、%)

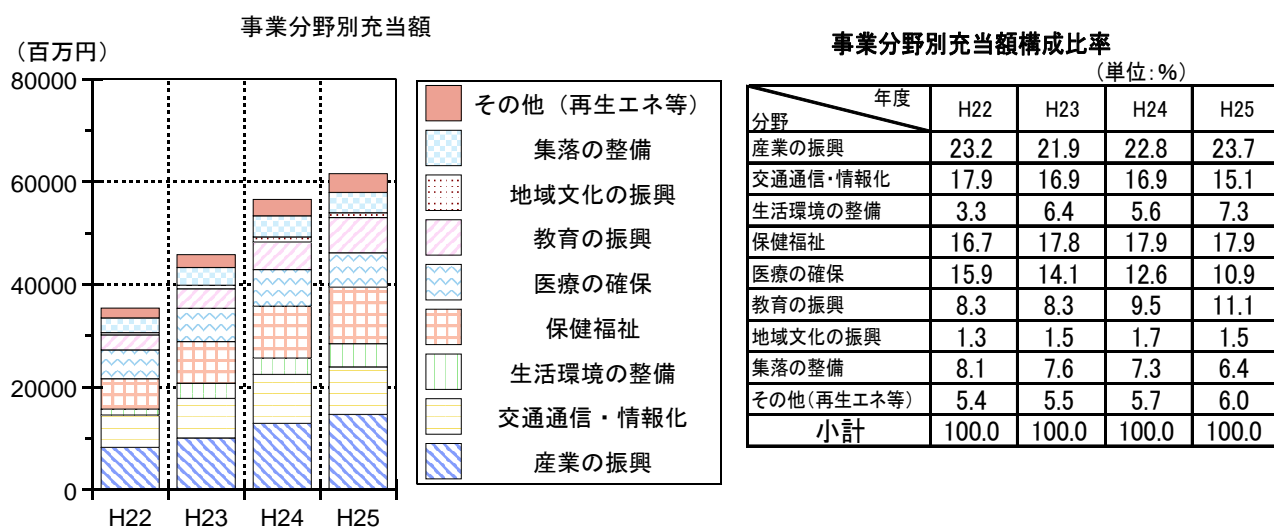
区 分	産業の 振興	交通通信体系の整備、 情報化並びに 地域間交流の促進		生活環境 の整備	高齢者等 の保健及 び福祉の 向上及び 増進	医療の 確保	教育の 振興	地域文化 の振興等	集落等の 整備	その他	合 計
			うち通信・ 情報化関係								
緊急措置法 (S45～S54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	156 (0.2)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)	
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	769 (0.4)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)	
活性化法 (H2～H11)	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	2,477 (0.7)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)	
自立促進法 H12～21 実績	69,629 (28.4)	91,919 (37.5)	5,046 (2.3)	49,657 (20.3)	9,521 (3.9)	5,330 (2.2)	13,298 (5.4)	2,142 (0.9)	1,003 (0.4)	2,629 (1.1)	245,128 (100.0)
S45～H21 合 計	242,014 (28.1)	359,731 (41.8)	8,448 (1.0)	161,471 (18.7)		14,951 (1.7)	66,859 (7.7)	2,791 (0.3)	13,286 (1.5)	861,101 (100.0)	
自立促進法 H22～25 実績	26,314 (29.9)	26,674 (30.3)	2,242 (2.5)	14,100 (16.0)	6,380 (7.2)	4,264 (4.8)	7,839 (8.9)	902 (1.0)	590 (0.7)	973 (1.1)	88,032 (100.0)
S45～H25 合 計	268,328 (28.3)	386,405 (40.7)	10,690 (1.1)	181,951 (19.2)		19,215 (2.0)	75,600 (8.0)	3,381 (0.4)	14,259 (1.5)	949,133 (100.0)	

(備考) 1 総務省調べ。
2 ()は構成比である。

図表23 過疎対策事業債の状況

年度区分	地方債計画額	充 当 額	うちソフト分発行(予定)額	限度額	活用率
(緊急措置法)	百万円	百万円	百万円	百万円	
昭和45年度～54年度	655,000	665,687	—	—	—
(振興法)					
昭和55年度～平成元年度	1,632,000	1,642,999	—	—	—
(活性化法)					
平成2年度～平成11年度	3,152,200	3,151,897	—	—	—
(自立促進法)					
平成12年度	370,000	342,649	—	—	—
平成13年度	354,000	353,800	—	—	—
平成14年度	329,000	328,970	—	—	—
平成15年度	313,000	313,000	—	—	—
平成16年度	294,500	294,404	—	—	—
平成17年度	290,000	262,694	—	—	—
平成18年度	285,200	227,815	—	—	—
平成19年度	280,400	204,472	—	—	—
平成20年度	272,000	211,813	—	—	—
平成21年度	275,700	220,320	—	—	—
小計	3,063,800	2,759,937	—	—	—
(改正自立促進法)					
平成22年度	270,000	228,111	37,905	66,207	57.3%
平成23年度	290,000	258,859	45,782	70,207	65.2%
平成24年度	311,500	297,540	56,559	72,688	77.8%
平成25年度	313,900	287,987	61,587	74,542	82.6%

図表24 過疎地域自立促進特別事業（ソフト分）の内訳



※平成22年度においては、事業分野別充当額が把握できない被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く353.8億円分の内訳としている。